

別記様式第2号(第12条関係)

受付番号	平成25年 第 2 号
受付日	平成25年 4月24日
質問者	加藤清助議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成25年 5月17日

担 当 部 局：総務部人事課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく加藤清助議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問

職員の退職金を引き下げる条例改正は行われたが、市長退職金について、改めて特別職報酬等審議会に諮問する考えはあるか。または、市長・副市長の退職金を定める条例を改正する考えはあるか。

国が求めている地方公務員の給与引き下げについての対応および検討状況はどうか。

答弁

特別職報酬等審議会への諮問に関しましては、本市の「四日市市特別職報酬等審議会条例」において「議員報酬の額並びに市長・副市長の給料の額について変更を行う場合に諮問を行うこと」とされており、退職金につきましては対象となっておらず、諮問の予定はありません。

また、市長・副市長の給料や手当につきましては、職員の給料等に直接連動するものではなく、財政を始めとする市政を取り巻く諸情勢はもとより、他の地方公共団体との均衡なども考慮して決定すべきものと考えており、常にその水準に注意を払い、必要に応じて適切に対応を行う考えであります。

地方公務員の給与につきましては、自治体ごとの事情を考慮し自治体ごとに決定すべきもので、本市の財政状況等を踏まえ総合的な観点から決定する必要があります。しかし、同時に他の地方公共団体との均衡にも配慮していく必要もあり、引き続き慎重に対応していきたいと考えております。